



ハイ及びロに掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約の当事者の責めに帰することができないもの

二 輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約の相手方についての破産手続開始の決定その他のこれに準ずる事由

ホ 輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約の相手方の保険契約で定める期間以上の債務の履行遅滞（輸出者、仲介貿易者又は技術提供者の責めに帰することができないものに限る。）

三 前払購入者が前払購入契約に基づいて貨物の引渡しを受けることができなくなつた場合に次のいずれかに該当する事由によつて前払金の返還を受けることができないことにより受ける損失を保険契約で定める一定額を限度として填補する保険

イ 外国において実施される為替取引の制限又は禁止

ロ 外国における戦争、革命又は内乱

ハ イ及びロに掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、前払購入契約の当事者の責めに帰することができないもの

二 前払購入契約の相手方の前払金に係る債務の保険契約で定める期間以上の履行遅滞（前払購入者の責めに帰することができないものに限る。）

四 海外投資を行つた者が次のいずれかに該当する事由により受ける損失を保険契約で定める一定額を限度として填補する保険である。保険期間が三十年を超えないもの

イ 株式等（関係外国法人の株式等を含む。以下このイ及びニにおいて同じ。）の元本（ニにおいて「元本」という。）、株式等に対する配当金の支払請求権又は不動産に関する権利等を海外政府等により奪われたこと。

ロ 法第二条第十七項第一号に掲げる海外投資の相手方（関係外国法人を含む。以下このロ及びホにおいて同じ。）が戦争、革命、内乱、暴動、騒乱その他本邦外において生じた事由であつて海外投資を行つた者若しくはその相手方の責めに帰することができないものにより損害を受け、又は不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他外國政府等により奪われたこと。

ハ 戰争、革命、内乱、暴動、騒乱その他本邦外において生じた事由であつて海外投資を行つた者の責めに帰することができないものにより不動産に関する権利等について損害を受けて当該不動産に関する権利等を事業の用に供することができなくなつたこと。

二 元本の喪失（イ、ロ又はホに掲げる事由によるものを除く。）に伴い支払われた金額、株式等に対する配当金又は不動産に関する権利等の喪失（イ又はハに掲げる事由によるものを除く。）に伴い支払われた金額（以下この二において「支払金等」という。）を次のいずれかに該当する事由により二月以上の期間にわたつて本邦（出資外国法人等が行つた海外投資に係る支払金等（関係外国法人に係るもの）を除く。）あつてはその本店又は主たる事務所が所在する外国の地域、関係外国法人に係る支払金等にあつては保険契約で定める地域）に送金することができなかつたこと。

（1） 外国において実施される為替取引の制限又は禁止

（2） 外国における戦争、革命又は内乱による為替取引の途絶

（3） 外国政府等による当該支払金等の管理

（4） 当該支払金等の送金の許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかつたこと。

（5） （1）から（4）までに掲げる事由の発生後における外国政府等による支払金等の没収ホ法第二条第十七項第一号に掲げる海外投資について、海外投資の相手方についての破産手続開始の決定（ロに掲げるものを除き、海外投資を行つた者の責めに帰することができないものに限る。）その他これに準ずる事由が生じたこと。

ハイ及びロに掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約の当事者の責めに帰することができないことにより受ける損失又はイからニまでのいずれかに該当する事由により保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行が生じたことにより受けける損失若しくは保証債務に係る主たる債務者の債務の不履行（イからニまでのいずれかに該当する事由によるものを除く。）が生じたことにより受けける損失若しくは保証債務を履行したことにより受けける損失若しくは保証債務の不履行（イからニまでのいずれかに該当する事由によるものを除く。）が生じたことにより受けける損失若しくは保証債務を履行したことにより取得した求償権に基づき取得し得べき金額の回収ができないこと（保証債務を負担した者の責めに帰することができず、かつ、その状態が求償権の取得の日から保険契約で定める期間を経過する日までの期間にわたるものに限る。）により受けれる損失を保険契約で定める一定額を限度として填補する保険

イ 外国において実施される為替取引の制限又は禁止

ロ 外国における戦争、革命又は内乱

ハ イ及びロに掲げるもののほか、本邦外において生じた事由であつて、海外事業資金貸付（保証債務の負担を除く。）を行つた者若しくはその相手方又は保証債務を負担した者若しくは保証債務に係る主たる債務者若しくは債権者の責めに帰することができないものに限る。）

二 海外事業資金貸付の相手方又は保証債務に係る主たる債務者についての破産手続開始の決定その他これに準ずる事由

（法第二十四条第二項の代わり社債券の発行）

ホ 海外事業資金貸付の相手方の保険契約で定める期間以上の債務の履行遅滞（海外事業資金貸付を行つた者の責めに帰することができないものに限る。）

二 海外事業資金貸付の相手方又は保証債務に係る主たる債務者についての破産手続開始の決定その他これに準ずる事由

（法第二十四条第二項の代わり社債券の発行）

ホ 海外事業資金貸付の相手方の保険契約で定める期間以上の債務の履行遅滞（海外事業資金貸付を行つた者若しくは保証債務に係る主たる債務者若しくは債権者の責めに帰することができないものに限る。）

（法第二十六条第二項の代わり社債券等の発行）

第五条 会社は、社債券又はその利札を失つた者に交付するために法第二十六条第二項の代わり社債券又は代わり利札を発行する場合には、会社が適当と認める者に当該失われた社債券の番号を確認させ、かつ、当該社債券を失つた者に失つたことの証拠を提出させなければならぬ。この場合において、必要があるときは、会社は、当該失われた社債券について償還をし、若しくは消却のための買入れをし、又は当該失われた社債券に附属する利札について利子の支払をしたときは会社及びその保証人が適当と認める者がその償還額若しくは買入価額又は利子の支払金額に相当する金額を会社（会社の保証人が当該償還若しくは買入れ又は利子の支払をしたときは、当該保証人）に対し補填することとなることが確実と認められる保証状を徵するものとする。

（法第二十六条第二項の代わり社債券等の発行）

第六条 会社が各事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。）終了の時において法第三十七条第五項に規定する財務省令で定める金銭債権を有する場合における法人税法第五十二条の規定の適用については、同条第一項中「もの（当該）あるのは「もの及び貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第三十七条第五項（法人税に係る課税の特例）に規定する財務省令で定める金銭債権（これらの」と、「その損失」とあるのは「貸倒れその他これに類する事由による損失」と、「（第五項」とあるのは「当該財務省令で定める金銭債権にあつては、当該金銭債権の額（当該金銭債権のうち、当該金銭債権



において、戦争、革命、内乱又は外国政府等の行為により当該有価証券の償還が行われなくなつたこと。

四 前号に規定する場合を除くほか、戦争、革命、内乱又は外国政府等の行為により法第六十九条第二項第一号から第三号まで又は第五号のいずれかに該当する事由の発生により取得した金額（金銭で取得したものと除く。）又は取得し得べき金額を金銭で取得することができなくなつたこと。

（スワップ取引保険）

**第二十六条** 法第七十四条第二項の債権は、次のとおりとする。

一 スワップ取引（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十二項第五号に

掲げる取引をいう。次号において同じ。）の解約に伴う清算金

二 スワップ取引に基づき支払を受けるべき金銭

附 則 抄

この政令は、昭和二十八年八月一日から施行する。

附 則 （昭和三三年七月三〇日政令第二三五号）

この政令は、昭和三十三年八月一日から施行する。

附 則 （昭和三三年一二月一〇日政令第三三六号）

この政令は、昭和三十三年一二月一〇日政令第三三六号）は、廃止する。

附 則 （昭和三一年四月一六日政令第九八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三一年五月二日政令第九五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三三年七月三〇日政令第二三五号）

この政令は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附 則 （昭和三七年六月四日政令第二三八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三七年一二月一〇日政令第四二四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三九年六月三〇日政令第一九三号）

この政令は、昭和三十九年六月三〇日政令第一九三号）は、廃止する。

附 則 （昭和三九年七月一日政令第二九七号）

この政令は、昭和三十九年七月一日から施行する。

附 則 （昭和四〇年三月三〇日政令第六四号）

この政令は、昭和四〇年三月三〇日政令第六四号）は、廃止する。

附 則 （昭和四〇年五月一五日政令第一一二四号）

この政令は、昭和四〇年五月一五日政令第一一二四号）は、廃止する。

附 則 （昭和四〇年八月三一日政令第二九七号）

この政令は、昭和四〇年八月三一日政令第二九七号）は、廃止する。

附 則 （昭和四〇年九月一日政令第四四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四九年一一月二八日政令第三七七号）抄  
(施行期日)

1 この政令は、輸出保険法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第六十一号）の施行の日

（昭和四十九年十一月二十九日）から施行する。  
（設備等輸出為替損失補償法施行令の廃止）

3 設備等輸出為替損失補償法施行令（昭和二十七年政令第百六十五号）は、廃止する。

附 則 （昭和五〇年六月一三日政令第一八二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五二年九月二四日政令第二八二号）抄  
(施行期日)

1 この政令は、輸出保険法の一部を改正する法律（昭和五十二年十月一日）から施行する。

（施行期日）

第一条	この政令（昭和五六年九月二六日政令第一九〇号）	附 則	（昭和五六六年九月二六日政令第一九〇号）
附 則	（昭和五六年九月二六日政令第一九〇号）	この政令は、昭和五六年十月一日から施行する。	この政令は、昭和五六年十月一日から施行する。
附 則	（昭和五九年五月一八日政令第一五一号）	この政令は、（公布の日から施行する。）	この政令は、（公布の日から施行する。）
附 則	（昭和五九年一月一三日政令第三二五号）	この政令は、輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律の一部の施行の日（昭和五九年十一月十七日）から施行する。	この政令は、輸出保険法及び輸出保険特別会計法の一部を改正する法律の一部の施行の日（昭和五九年十一月十七日）から施行する。
第一条	この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。	附 則	（昭和六二年四月一日から施行する。）
附 則	（昭和六二年九月二六日政令第三一六号）抄 (施行期日)	この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。	この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。
附 則	（平成五年六月二三日政令第二一四号）抄 (施行期日)	この政令は、平成十年四月一日から施行する。	この政令は、平成十年四月一日から施行する。
1	この政令は、貿易保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成五年八月一日）から施行する。	附 則	（平成七年一二月二二日政令第四二六号）
附 則	（平成九年一二月二五日政令第三八七号）抄 (施行期日)	この政令は、保険業法の施行の日（平成八年四月一日）から施行する。	この政令は、保険業法の施行の日（平成八年四月一日）から施行する。
第一条	この政令は、平成十年四月一日から施行する。	附 則	（平成一二年六月七日政令第三一一号）抄 (施行期日)
附 則	（平成一二年六月七日政令第三一一号）抄 (施行期日)	この政令は、平成十一年四月一日から施行する。	この政令は、平成十一年四月一日から施行する。
第一条	この政令（第一条を除く。）は、平成十三年四月一日から施行する。	附 則	（平成一五年三月三一日政令第一一二五号）
附 則	（平成一四年一二月六日政令第三六三号）抄 (施行期日)	この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。	この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
第一条	この政令は、平成十五年四月一日から施行する。	附 則	（平成一六年九月一〇日政令第二七〇号）
附 則	（平成一六年九月一〇日政令第二七〇号）	この政令は、（公布の日から施行する。）	この政令は、（公布の日から施行する。）
第一条	この政令は、平成十七年一月一日から施行する。	附 則	（平成一六年一〇月二〇日政令第三一八号）抄 (施行期日)
附 則	（平成一六年一〇月二〇日政令第三一八号）抄 (施行期日)	この政令は、破産法の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。	この政令は、破産法の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。
第一条	この政令は、平成二十年一月四日から施行する。	附 則	（平成二〇年五月二一日政令第一八〇号）抄 (施行期日)
附 則	（平成二〇年五月二一日政令第一八〇号）抄 (施行期日)	この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。	この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

(施行期日)

**第一条** この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るために、社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

**附 則** (平成二〇年七月二十五日政令第二二三七号) 抄

(施行期日) 第二条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

**附 則** (平成二六年九月二十五日政令第三一二号) 抄

第一条 この政令は、貿易保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

**附 則** (平成二八年一月五日政令第一号)

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二九年一月二〇日政令第四号) 抄

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

**附 則** (令和元年七月一二日政令第五六号)

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和二年六月二六日政令第二〇七号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

**附 則** (令和四年六月一七日政令第二二一一号)

この政令は、貿易保険法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十五号）の施行の日（令和四年七月一日）から施行する。